

岩手県監査委員告示第27号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

岩手県監査委員 柳村 岩見  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

3 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

4 岩手県公安委員会からの措置結果通知の内容及び受理日

「包括外部監査結果に関する報告（指摘事項）」に対する措置状況について 平成27年3月5日

5 指摘事項及び措置内容

(1) 指摘事項

ア 使用料減免等の合理性について

使用料減免等の理由が明らかでない事案が検出された。

(単位：円)

区分	所管課	相手先	使用目的	場所	減免前使用料 (実際の使用料)	減免根拠規定
行政財産	警察本部	社団法人岩手県 交通安全協会	事務室等（5件）	盛岡市玉山区下田字 仲平183番1ほか	2,139,115 (-)	2号

当該事務室等は、盛岡免許センター等における同法人の事務室（県収入証紙売りさばき所、講習指導員事務室を含む。）として使用されており、使用料が全額減免されている。

しかし、県収入証紙売りさばき窓口業務についてはもともと県から手数料を受領しているのであるから、本来この手数料収入から事務室（売りさばき業務関連部分）使用料を負担すべきである。よって、当該窓口業務の関連経費である事務室（売りさばき業務関連部分）の使用料まで減免するのは業務提供の対価を二重に受領していることと実質的に同様と認められ、当該事務室等の使用料を全額減免する合理的根拠は希薄である。

イ 中間介在者への使用許可について

県の施設内における自動販売機等の設置について、県では行政財産の目的外使用許可により実施している。この使用許可において、自動販売機等の事業者ではない相手先（以下、「中間介在者」という。）への使用許可が行われるケースが散見される。

当該使用許可の関係を図示すると以下のとおりである。



また、平成22年度において、警察本部所管における中間介在者への使用許可の状況は以下のとおりである。

所 管	相手先	主な内容	設置台数（台）	使用料（円）	備 考
警察本部	社団法人岩手県交通安全協会	運転免許センター内の自動販売機	16	—	100%減免
		運転免許センター内の写真撮影機	4	—	100%減免
	岩手県庁生活協同組合	警察本部内の自動販売機	6	—	100%減免
	その他法人・個人	各警察署内の自動販売機	35	504,005	

（注）「使用料」は基本使用額のみ記載しており、諸経費相当額（光熱水費等）は全て徴収されている。

中間介在者は自販機業務等を行っておらず、他者への委託を前提としているため、このような中間介在者への使用許可が適切かどうか問題となる。

この点につき、以下の問題点を考慮すると、中間介在者への使用許可は不適切である。

- ・ 他者への委託を前提とした使用許可を容認することにより、同一時期に同一場所の使用許可申請が複数生じる可能性が高くなるが、使用許可申請が競合した場合の取扱基準が明らかでない。使用許可の申請者と実際の使用者に相違があり、業務を委託しているに過ぎない申請者への使用許可を正当化する根拠は希薄である。
- ・ 設置場所の利用は貸付けによる契約方法も可能でありながら、あえて中間介在者への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えられない。また、県と自販機業者の直接契約によって貸付料収入を得られるにも関わらず、中間介在者に対して使用許可をした上で自販機を設置させる合理的理由は見当たらない。
- ・ 中間介在者への使用許可には、使用許可の相手先への間接的な財政的援助の効果を有するものもあるが、手続上の透明性が確保されているといえるか疑問である。また、相手先においては当該自動販売機の設置に伴う利益は収益事業として課税されるため、間接的な財政的援助の効果として経済的といえるか疑問である。

#### ウ 異動登録の処理遅れについて

平成22年度中の土地・建物増減データを査閲したところ、平成21年度以前に異動登録すべき項目が検出された。

類 別	種 別	分掌課	財産の名称	増減理由	時 期	差引数量	台帳価格
行政財産	土地	一関警察署	山目交番	平成19年11月1日実測	平成22年7月30日	0.64	25,652
行政財産	土地	一関警察署	中野待機宿舍	平成19年5月17日国土調査実測	平成22年7月30日	0.39	13,854
行政財産	建物	会計課	管機独身寮	（平成21年12月17日取壊し）取壊し	平成22年8月26日	△508.08	△7,926,000

また、平成23年度中の土地・建物増減データ（平成23年7月末までの処理分）を査閲したところ、異動登録の処理遅れが検出された。

類 別	種 別	分掌課	財産の名称	増減理由	時 期	差引数量	台帳価格
行政財産	建物	盛岡東警察署	松園交番	平成22年10月25日取壊し	平成23年6月2日	△103.40	△2,106,000
行政財産	建物	盛岡東警察署	松園警察官派出所	平成22年10月25日取壊し	平成23年6月2日	△21.00	△91,000

これら異動登録の処理遅れは、財産の異動があった時に速やかに通知することを定めた公有財産規則第15条の規定に抵触しているおそれがある。

(2) 措置内容

ア 使用料減免等の合理性について

当該社団法人の事務室（県収入証紙売りさばき関連業務部分）については、平成24年度から使用料を徴収している。

イ 中間介在者への使用許可について

自動販売機については、平成24年度から一般競争入札により直接自動販売機業者へ貸付契約している。

ウ 異動登録の処理遅れについて

国土調査による土地面積の修正・変更の把握に努めるとともに、財産の異動処理については、進行状況等を管理の上、速やかな登録に努めている。